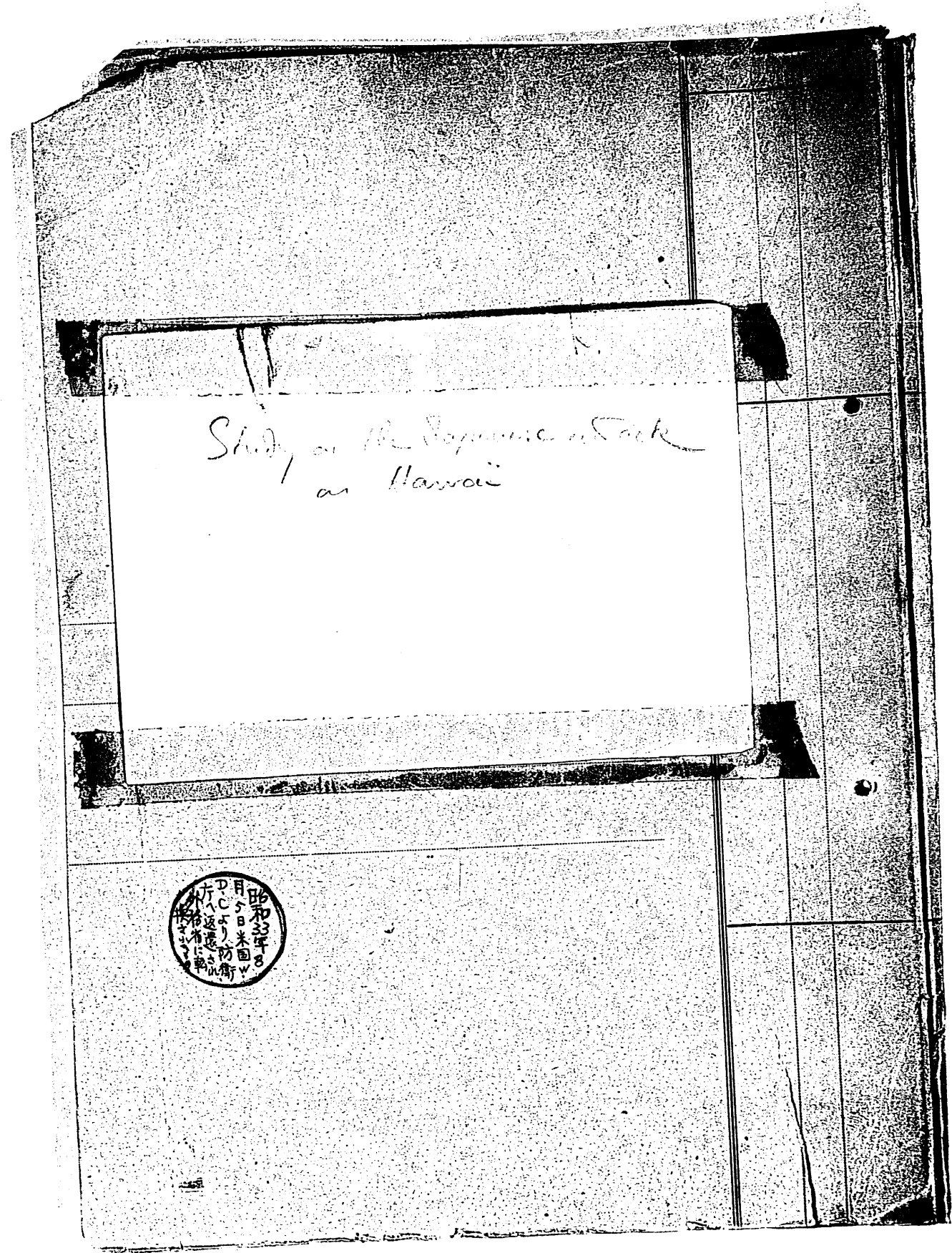


Study of the Japanese attack
on Hawaii

REEL No. A-1081

0550

アジア歴史資料センター



REEL No. A-1081

0551

アジア歴史資料センター

ラレタリ	ヲ調査報告ス可キ任務ヲ有スル委員ニ任命セ	四一年十二月七日、日本軍ノ布陸攻撃ニ関スル事實	下名ノ者ハ一九四一年十二月十八日、行政命令ニヨリ一九	大統領宛	在日並館	一九四二年一月二十三日
------	----------------------	-------------------------	----------------------------	------	------	-------------

在獨 日本大使館

日本ノ布陸攻撃ニ関スル	「ロバート」報告書
-------------	-----------

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081

0552

アジア歴史資料センター

本調査報告の目的は合衆國陸海軍當局ニ何等
 カノ義務ノ懈怠或ハ判断ノ誤謬ガ存シ爲メニ日
 本側ニ斯ル大成功ヲ收メシメタルニ非サルカ若シ然リ
 トセバ其ノ義務ノ懈怠或ハ判断ノ誤謬ハ如何ナ
 ルモノニシテ又誰ガ其ノ責任ヲ負フヘキヤヲ明ニセシム
 爲メ充分ノ資料ヲ提供スルノセントスルニアリ
 議會ハ急據本行政命令ヲ補足シテ委員ニ託

在獨 日本大使館

人召喚ノ權及宣誓權 記同ノ權ヲ賦予セリ
 委員ハ十二月十八日・十九日及二十日ノ三回ニ互リ會
 合シ重ネタル後、二十日布哇地方ヲホノルニ向ケ出發
 同月二十二日ホノルニ着、布哇地區司令部ニ入リ
 レヤフターニ於テ二十三日・二十四日及二十五日會合
 二十七日・二十九日・三十日・三十一日及一九四二年一月二
 日・三日ニハ「パール・ハーバー」ノ潜水艦根據地ニ於テ

在獨 日本大使館

五日、六日、七日、八日、九日ニハ「ホノル」ノ「ロイヤル、ハワイアン」
 ホテルニ於テ會合、一月十日「ホノル」ノ「華府」向出、
 途中十二日、十三日、十四日會合、十五日華府着、更
 二十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日
 二十三日ニ至リ會合ヲ為セリ
 本委員八百二十七名ノ証人ヲ訊問膨大ナル書類ヲ
 押收セリ 陸海軍職員タルト官吏タルト市民タ

在獨 日本大使館

ルトヲ同ハス 調査ニ必要ナル事項ヲ知悉セリト考ヘ
 得ヘキ者ハ全テ之ヲ召喚シ宣誓、後訊問ヲ加ヘ
 タリ「ホノル」島住民ニ對シテハ本事實ヲ知ル者ハ全テ
 出頭スルヤリ命ジタル処、住民多数之ニ應ジ証據
 ヲ提供セリ
 各種ノ流言ハ委員ニ傳達セラレ、之ニ関係アリト
 思料セラル、看シハ全テ探查訊問ヲ加ヘ事實ノ摺

在獨 日本大使館

發ニ努メタリ 従テ流言ノ眞偽ハ事實ニ照シテ分
 之ヲ明ニシタルモノト信ス
 証據物件ハ國防的見地ヨリ嚴秘ニ附セサルヘカラ
 サル諸事實ト關聯シ居ルヲ以テ之ヲ直接引用スル
 コトハ差控フルモ 確知レ得タル諸事項ハ事實ト照
 應セル証據物件ニ基礎ヲ有スルモノニシテ充分正確
 ナリ得可シ

在獨 日本大使館

當時布哇地方ハ軍需品ノ供給不充分ナリシトハ
 了實ニシテ之ハ軍需品ニ對スル 需要 極メ大ニシ
 當時ノ生産力ヲ以テシテハ之ニ應ジ得ザリシコトニ基
 右ハ諸般ノ状況ヨリ當然ノコトニシテ政府當局 現地
 司令官之共ニ熟知シ居タルモノナリ
 又ハ 本報告中ニ於テハ此ノ長ニ關シ別ニ詳細ナル

在獨 日本大使館

検討ノ加ヘザリキ

此間ニ際シテハ長ラク常設タリシ事項 昨未定及らん

例ハ合衆國全太平洋艦隊ヲハバールハーバーニ

言及スルニ付リタルガ之ニ單ニ言及スルニ止ム

定ムルコトノ可否ニ付テハ 異議迄未開示ニ見解

從来より見解ノ合ハル

本件ノ如キ國策ニ對シテハ 判斷ハ权限

アル者ニ依テノミ為サル可ク、十二月八日ノ攻撃手

ニ關スル事實ノ蒐集、及其攻撃ニ依テ蒙リタル

在獨 日本大使館

合衆國側ノ損害キ 任務ヲ有スル我々ノ領域外

ニアリト思考シ之ガ論議ハ為サザリキ

在獨 日本大使館

空襲ニ際シ悲慘ナル人命ノ損失ト莫大ナル物物ノ損害
ガ惹起セラレタル~~故~~ガ其ノ損害ノ性質並ニ其ノ復舊策
ニ付詳細記述スルコトハ本委員ニ與ヘラレタル任務ト
直接関係ナクテ以テ本報告中ニ於テハ慘事ニ対スル
責任ノ問題ト関係スル限りニ於テノ之ニ觸ルコトアル
ルヘレ。

蒐集セル証據物件ハ闊範ナル量ニ達ス。特ニ

在獨 日本大使館

委員ハ無數ノ供述査問ヲ行ハタルガ之ハ事件ノ本
質ニ関シ何等カノ端緒ヲ得ンガ為メニ外ナラズ一例
ヲ挙げレバ委員ハ一九四一年十二月七日以後陸海軍
司令部ハ何ヲ為シタルカニ付証言ヲ聴取セルガ之ハ
ソレニヨリ我々ヲ考慮シアリシ事實ニ何等カノ解決ガ
キハラレヌトシテ信ジタルガ故ニ外ナラズ又委員ハ市陸
ノ人口其ノ構成並ニ各階層ノ態度思想ニ関シ多ク

在獨 日本大使館

クノ供述ヲ聴取セルガ、之亦一九四一年十二月七日ノ攻撃
以前ニ探査防諜及「サボター」防止ニ^所關シ如何ナル
程度ノ努力ガ拂ハレ居リシカラ確知スル資料トナリ
ウルモノト信シタルガ爲メナリ
委員ハ「パール・ハーバー」ノ海軍根據地・陸海軍飛行
場、偵察所・城砦及「ノーレ」島海岸ノ要害ニ赴
テリ

在獨 日本大使館

各委員會ノ詳細ハ^記録ニ止メタリ 十二月二十二日
以前ノ會合ニ於テ得タル^記人ノ供述ハ要約シテ^記
録セリ 十二月二十二日及其以後ノ會合ニ於テ得タル
^供述ハ全テ逐記ニテ記録シ且ツ寫シテ取り置ケリ
入手セル口頭供述ハ「タイプライター」ニテ^ハハハ
頁ニ連シテ檢査ヲ加ヘタル記録並ニ文書ノ量ハ三千
頁ヲ凌^ハグセリ

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081

0558

アジア歴史資料センター

其ノ外南「オーストラリア」陸海軍兵力配備圖アリ
 入手セル供述ト証據トニ検討ヲ加ヘ討議ノ結果本委
 員ハ左記諸事項ヲ確認ス

在獨 日本大使館

事實ノ蒐集

一九四一年十二月七日日曜日「ホルム」時間午前七時五五分
 頃（東部標準時午後一時二五分）日本軍ハ布哇地方
 「オーストラリア」攻撃ヲセリ
 合衆國及日本ハ当日（午前）平和関係ニアリンガ日本ハ兼
 テノ計画ニ従ヒ当日東部標準時午後一時（「ホルム」
 時間午前七時三十分）合衆國々務長官ニ対シテ外交関

在獨 日本大使館

計画ヲ基礎トス本計画ハ猶「布哇ノ領域」ヲ確定シ
共同防衛上分担ス可キ陸海軍双方ノ任務並ニ兵力ノ
割当ヲ定メ協力ノ具体的方法ニ関シテハ陸海軍司令
官ノ協議ニヨル旨規定セリ

五

布哇領域ノ共同防衛ニ対スル責任ハ布哇地區陸軍司令
長官並ニ第十四海軍區司令長官（太平洋艦隊司令長
官ニ隷屬）ノ負フ処ナリ 尚太平洋艦隊司令長官ハ

在獨 日本大使館

敵征軍ヲ撃滅シテ布哇領海内領土ヲ防衛スルノ任務
地上並ニ空軍部隊ヲ援護シテ在陸領海内領土ヲ敵
ノ上陸據拠タラシメザルノ任務及在陸領海内友軍ノ
作戰ヲ援護スルノ任務ヲ有シタリ 布哇地ニ陸軍司
令長官ハ必要アルトキハ防衛手段ニ関シテ太平洋艦隊
司令長官及第十四海軍區司令長官ニ対シ協力ヲ求
ムルコトヲ得タリ

在獨 日本大使館

太平洋司令長官ハ一九四一年一月ヨリ一九四一年十二月
 十七日ニ至ル迄 海軍大將「キンメル」、第十四海軍区司令
 長官ハ一九四〇年四月十一日より現在迄「ブロッツ」海軍少將
 布陸地ニ陸軍司令長官ハ一九四一年二月六日ヨリ一九四一年
 十二月十七日迄「レョー」陸軍中將ガ夫々担任シアリタリ
 「レョー」將軍及「ブロッツ」海軍少將（「キンメル」海軍大將ニ録席）
 ハ「布陸領域共同防衛計画案」ト題スル地方共同防衛計

在獨 日本大使館

画ヲ作成セルガ更ニ本計画ニヨリ分担ヲ見タル各自ノ任務
 ヲ遂行スル為メ「確定作戰施行要領」及「確定配備案」
 ヲ協定セリ 本案ノ発動ハ陸海軍両省ノ命令ニヨルニ
 緊急ノ要アルトキ、敵対行為發生ノ恐れアルトキ、及戰
 争勃発ノ危険アルトキハ地方司令官ノ合意ヲ以テ
 発動シエタリ

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081

0563

アジア歴史資料センター

「ブロッツ」少将ニホ之ヲ受領セリ

「領海防衛計画」並ニ之ニ附随スル諸計画ハ空襲ノ可能

性ヲ考慮シ若シ空襲アリトモハ早晩ニ於テ為サル可シ

ト判断セリ 布哇航空隊並ニ海軍巡航機隊ノ司令長官

ハ陸海軍空軍兵力ノ共同使用ニ関シ責任ノ範圍ヲ決定

「布哇地方確定作戰計画案」及「合衆國太平洋艦隊

並ニ第十四海軍已確定配備案」ニ空襲ノ對スル防衛方

在獨 日本大使館

法ニ付対策ヲ決定シアリタリ（一九四一年ニ於テハ右諸
種ノ対策ヲ有効性ヲ確認スル爲メ屢々陸海軍ノ共同
演習ガ執行セラレタリ）

八
一九四一年十二月七日ニ先立ツ數ヶ月ノ間、王務長間ハ陸

海軍大臣ト閣議或ハ軍事會議ニ於テ常ニ接觸ヲ

保ケツ、アリタルガ對日商議ノ狀況及日米關係ノ重大

化ニ付テハ之等ノ機會ニ於テノミナラス特ニ三者ノ會合

在獨 日本大使館

